

樹木採取区指定の検討のための新規需要創出動向調査  
(マーケットサウンディング) 実施要領

1 はじめに

国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）に基づく樹木採取権制度は、国有林野の一定区域を樹木採取区として指定し、当該区域で一定期間・安定的に伐採できる権利である樹木採取権を公募・審査・選定を経て民間事業者に設定するものです。

本制度については、地域の民間事業者が対応しやすい権利期間 10 年程度、区域面積 200～300 ヘクタール程度を基本の規模（以下「基本形」という。）として、全国 10 か所に樹木採取区を指定し、制度検証を行ってきたところです。この検証結果等を踏まえ、今後の樹木採取権設定に関する方針（令和 4 年 12 月 27 日林野庁公表）において、基本形の樹木採取区の指定手続にもマーケットサウンディングを導入し、提案された構想により木材需要増加の確実性が高い地域において、樹木採取区を指定することとしたところです。

以上を踏まえ、安芸森林計画区における樹木採取区指定の検討のため、川上の事業者との連携に向けた方策も含めた新たな木材需要創出の構想の情報提供（以下「構想提供」という。）をお願いするものです。

2 基本的事項

(1) マーケットサウンディングを行う者

四国森林管理局長

(2) マーケットサウンディング担当部局及び連絡先

本調査に係る問合せ等は以下に対して行ってください。

四国森林管理局計画保全部計画課流域管理指導官（以下「調査担当部局」という。）

住所：〒780-8528 高知県高知市丸ノ内 1 丁目 3 番 30 号

電話番号：088-821-2100

電子メールアドレス：shikoku\_keikaku@maff.go.jp

(3) マーケットサウンディングを開始する日及び新規需要創出構想提供書の提出期限等

新規需要創出構想提供書（様式 1）（以下「構想提供書」という。）は、以下の調査開始日から提出期限までに、2 (2) の調査担当部局の電子メールアドレス宛に提出願います。

調査開始日：令和 8 年 4 月 1 日（水）

提出期限：令和 8 年 7 月 1 日（水）17 時 00 分まで（必着）

### 3 マーケットサウンディングを行う森林計画区に関する事項

(1) 対象となる森林計画区の名称

森林計画区名：安芸森林計画区

(2) 対象となる森林計画区に係る森林計画の計画期間

計画期間：令和10年4月1日～令和15年3月31日

### 4 構想提供者の要件

構想提供書を提出いただける方（以下「構想提供者」という。）は、素材（原木）を原材料として使用して製品を製造する者又は当該製品を利用する事業を行う者（意向のある者を含む。以下「実需者」という。）のうち、本件のマーケットサウンディングを行う森林計画区を素材の集荷圏に含む構想を有する者であって、以下(1)～(3)に該当しない者とします。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

(3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体

### 5 構想提供書の内容

新たな木材需要創出の内容、事業の実施体制その他の下記に掲げる事項について様式1に記載願います。

この際、樹木採取区の規模については、基本形以下のものに限るものとします。

(1) 新たな木材需要創出の内容等

ア 新たな木材需要創出の内容、時期及び規模（樹種別の素材消費量及び必要とする素材の樹種、材質、材長、径級その他の規格を含む。）

イ 当該需要が発生する地域及びその集荷圏（樹木採取権制度の活用を希望する森林計画区名を含む。）

ウ 想定素材購入価格、最終消費者までのサプライチェーン（連携する川下の事業者の具体名）、目標とする規模に到達する年数とその道行き（計画・構想、進捗度合い、地域（地方公共団体等）との調整状況）、実現可能性・確実性に関する情報

(2) 事業の実施体制（(1)の実行のため連携が必要となる川上の事業者及びその労働力の状況、伐採後の再生林に係る労働力確保の見込み（雇用状況や事業体間での連携状況）等）

(3) 新たな木材需要創出のうち、樹木採取権制度により調達を希望する数量、時期及び民有林からの調達予定数量、民有林との連携・協調方策その他地域振興への寄与方策

(4) その他

## 6 構想提供に当たっての留意事項

構想提供に当たっては、以下に掲げる事項に留意願います。

- (1) 構想提供書の文量等は構想提供者の自由とします。構想提供に要する費用は全て構想提供者の負担となります。
- (2) 構想提供の内容は、樹木採取権制度の趣旨に即したものとし、法令、ガイドラインその他の通知を参考としてください。
- (3) 構想提供に当たっては、樹木採取権制度の前提に民有林を圧迫しないこと、樹木の対価が通常の立木販売以上となること等が含まれていることに留意ください。
- (4) 構想提供者に対しては、必要に応じてヒアリングを行わせていただくことがあります。ヒアリングでの発言等は、双方を拘束するものではありません。
- (5) 地方公共団体等との調整状況を確認するため、構想提供書を地方公共団体等に共有する場合があります。
- (6) 構想提供の内容は、ヒアリング等で確認を行った後に、法人名等の構想提供者等が特定される情報を伏せて公表します。なお、公表内容等は事前に構想提供者へ確認します。
- (7) 構想提供の内容は、構想提供者の将来構想を含むものであることから、収集した情報は、関係法令に基づき適切に取り扱います。
- (8) 構想提供後、構想が中止又は大幅に変更となった場合は、2 (2) の調査担当部局にその旨を連絡してください。
- (9) 構想提供があったことをもって、樹木採取権の設定や国有林材の供給を約束するものではありません。また、構想提供書の内容により、その後の樹木採取権の設定に係る民間事業者の選定等において、構想提供者が有利又は不利に取り扱われることもありません。

## 7 資料の提供について

- (1) 構想提供書の作成に当たり参考となるよう、現時点で森林管理局が提供可能な(7)の資料を提供いたします。資料の提供を希望する場合は、2 (2) の調査担当部局の電子メールアドレス宛にメールにて資料提供等申出書(様式2)を(2)の期限までに提出願います。  
ただし、既にホームページで公表されている資料については、当該 URL を参照してください。
- (2) 資料提供等申出書の提出期限は以下のとおりです。  
提出期限：令和8年6月1日(月)17時00分まで(必着)
- (3) 広く一般に公表していないデータ等が含まれる場合は貸与資料とし、必要性等を検討の上可能な場合に提供いたします。
- (4) 貸与資料は本調査に係る検討以外の目的で使用してはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うとともに、関与する者以外に貸与資料に係る情報を漏洩

してはなりません。

- (5) 貸与資料によっては取扱条件を付す場合があります。
- (6) 貸与資料は、令和8年7月1日（水）までに全て四国森林管理局に返還するとともに、複写物等を作成した場合にはその一切を破棄及び消去してください。

(7) 提供資料

ア 国有林の森林資源量、伐採量の現況に係る資料

[https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/release/keikaku/shinrinkeikaku\\_001.html](https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/release/keikaku/shinrinkeikaku_001.html)

[https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/release/keikaku/forest\\_drawing.html](https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/release/keikaku/forest_drawing.html)

イ 立木販売実績等国有林材の販売量、販売金額に係る資料

[https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/mokuzai/R6\\_ryuboku\\_kouhyou.html](https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/mokuzai/R6_ryuboku_kouhyou.html)

ウ 樹木採取権に係る法令、ガイドラインその他の通知

[https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu\\_rinya/kokumin\\_mori/ryuiki/jyumokusaisyuken.html](https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/ryuiki/jyumokusaisyuken.html)

8 質問について

- (1) 質問がある場合は、2 (2) の調査担当部局の電子メールアドレス宛にメールにて質問票（様式3）を以下(2)の期限までに提出願います。適宜回答いたします。なお、提出のあった質問及びその回答の一覧を公表することで回答に代える場合があります。
- (2) 質問表の提出期限は以下のとおりです。  
質問票の提出期限：令和8年5月1日（金）17時00分まで（必着）
- (3) 構想提供書の提出に係る手続など簡易な質問については、電話、メール本文での質問など質問票の様式を用いない方法で構いません。